

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

長井市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 中央地区

(1) 現況

本地区は、市の中央部に位置し、最上川に沿って南北に広がる地域である。中心部には都市機能が集中しており、本市の中核的役割を担っている。また、南東部において、水稻、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」（以下、「法」という。）第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、有機農業に取り組むことにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 伊佐沢地区

(1) 現況

本地区は、本市東部に位置し、三方を山地、丘陵地に囲まれた中山間地域である。農地は丘陵地帯という地形を活かし、果樹や野菜、ホップ等の特用作物の団地を形成している。しかしながら、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 致芳、西根、平野、豊田地区

(1) 現況

本地区は置賜白川と置賜野川がもたらす豊富な水と緑豊かな散居景観が広がる本市の農業生産を担う地域である。本市の特徴的な景観である広大な散居景観を保全していくとともに優良農地の確保と自然と共生した農村集落としての機能の維持が求められる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業を推進する。さらに西山山麓の中山間地（西根、平野地区）では平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことからこれを補正する法第3条第3項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	中央地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	伊佐沢、西根、平野地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業
③	致芳、豊田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業については、以下の該当事項に留意するものとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であ

るときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域(旧伊佐沢村、旧平野村)

(イ) 地域の実態に応じて県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域(特認地域)(旧西根村)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地をすべて対象